

2025 年 4 月 1 日施行 普通運転免許マニュアル(MT)法改正 重要事項説明書

当社は、消費者契約法に基づき①法改正によって教習内容が変わること、②お客様に複数ある教習内容から選択して頂くこと、③選択により日程や保証内容が変わることなど、契約に際して重要な事項を予め説明します。**教習開始後の変更ご要望には原則として対応致しかねます。またご解約の場合には取消料がかかります。**入校するお客様・親御様等におかれましては以下の内容をご確認ください。

- ◎法改正に伴い、2025 年 4 月 1 日より普通運転免許マニュアル（MT）の教習時限数と検定方法が変わります。
- ◎入校先の教習所は新しい教習内容「新教習」か、従来の教習内容「旧教習」か、必ずご確認ください。
- ◎卒業までの保証条件や内容も、「新教習」か「旧教習」により異なる場合がありますので、あわせてご確認ください。

普通運転免許マニュアル（MT）を取得予定のお客様が対象です。オートマチック（AT）は従来通り変更ありません。

1. 今回の法改正では全教習所「新教習」へ一斉切り替えでなく、各教習所が「新教習」「旧教習」などを独自に選択します。
従いまして、お客様が入校先の**教習所を選択頂く**ことで、結果的に**「新教習」か「旧教習」を選択して頂く**ことになります。
2. 「新教習」では、オートマチック(AT)車 31 時限 + マニュアル(MT)車 4 時限 = 合計 35 時限の教習を受講頂きます。
マニュアル(MT)車による路上教習はありません。教習場内コースで基本操作を修得します。
修了検定はオートマチック(AT)車でを行い、卒業検定はオートマチック(AT)車とマニュアル(MT)車の両方で行います。
卒業検定でマニュアル(MT)のみ不合格の場合、オートマチック(AT)免許卒業証明書発行により教習を終了するか、教習を延長して卒業検定を再受験するか、いずれか**選択することができます。**
3. 「旧教習」では、マニュアル(MT)車 31 時限 + オートマチック(AT)車 3 時限 = 34 時限の教習を受講頂きます。
殆どの時限はマニュアル(MT)車を使用します。修了検定・卒業検定共にマニュアル(MT)車で行います。
卒業検定で不合格の場合、オートマチック(AT)免許卒業証明書発行を**選択することはできず**、教習を延長してマニュアル(MT)卒業検定を再受験して頂きます。
4. 合宿免許では、ほとんどの場合で検定不合格の場合に延長教習保証が付加されています。
「新教習」をお選び頂いた場合で、お客様が卒業検定でオートマチック(AT)は合格、マニュアル(MT)は不合格となり、オートマチック(AT)免許卒業証明書のみ発行を選択された場合、マニュアル(MT)延長教習などを行うことなく教習は終了致します。この場合お客様による契約中途解除として取扱い**延長教習保証や変更補償などの適用は致しません。**
5. マニュアル(MT)免許取得に関して「新教習」と「旧教習」に優劣はなく、当社がいずれかを推奨することは致しかねます。
6. 当社は**普通運転免許マニュアル(MT)法改正に関する最新情報**を収集し、お客様へわかりやすい説明に努めています。
合宿免許で普通運転免許マニュアル(MT)取得をご検討の方は、ぜひ当社へご相談ください。